

三角合併への税制上の対応

制度調査部
吉井 一洋

課税繰延べと租税回避防止措置を検討

【要約】

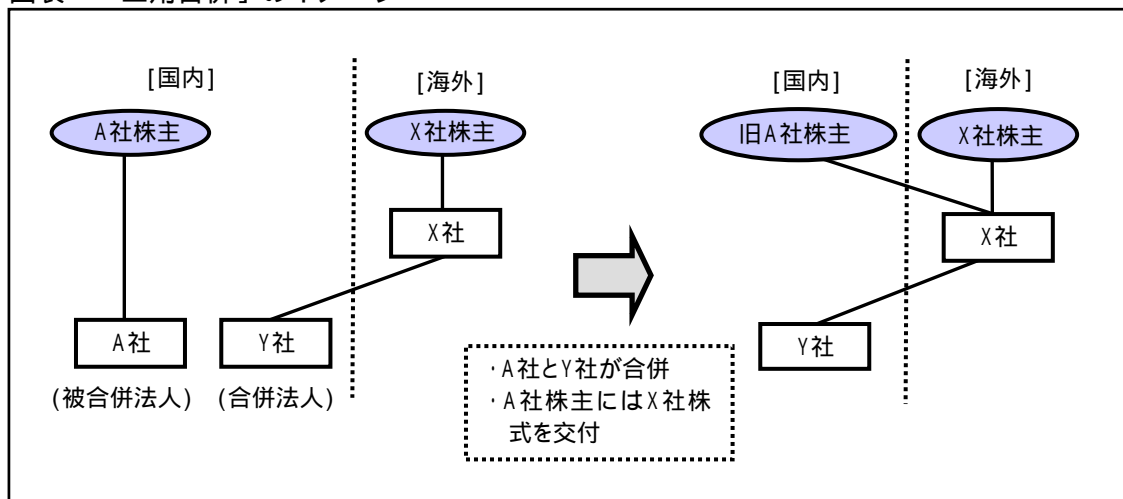
政府の税制調査会（政府税調）は12月1日に平成19（2007）年度税制改正に関する答申を公表する予定である。

答申では、2007年5月1日から導入される三角合併について税制上の対応を図ることが盛り込まれる模様である。

事業の継続と認められる場合に、被合併法人の株主への課税の繰り延べを認める一方で、当該株主が非居住者や外国人であった場合の租税回避を防止する措置なども盛り込まれる模様である。

12月1日公表予定の答申では、2007年5月1日から導入される三角合併について、税制上の対応を図ることが盛り込まれる予定である。

図表 「三角合併」のイメージ



1. 現行制度の問題点

現行税制の下では、三角合併については、次のような問題が生じる。

(1) 被合併法人（上図のA社）の評価益課税

合併の場合、原則として、被合併法人が保有する資産（固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産）を時価評価し、譲渡損益を計上することとしている。資産に評価益があれば譲渡益として課税されることになる。しかし、企業グループ内で行われる合併又は共同事業を営むための合

併のいずれかに該当する場合は、適格合併として時価評価（即ち譲渡益への課税）は行われず。同様の税制は会社分割、現物出資、事後設立にも導入されている。さらに、2006年10月1日からは株式交換・移転も同様の取扱いがされている。

適格合併に該当するための要件の一つに、被合併法人の株主には合併法人以外の株式が交付されないことという要件がある。三角合併の場合、前のページの図で見ると、被合併法人(A社)の株主においては、合併法人株式(Y社株式)ではなく親会社株式(X社株式)が交付される。つまり、合併法人株式以外の資産(X社株式)が被合併法人の株主に交付される。したがって、適格合併には該当しないことになり、被合併法人(A社)の資産・負債は時価評価され評価益に課税されることになる。

(2)被合併法人の株主(A社株主)への課税

現在の税制では、合併に伴い被合併法人の株主に合併法人の株式が交付された場合、原則として、被合併法人株式の譲渡を行ったものとみなされ、被合併法人の株主に株式譲渡益課税が生じる。ただし、被合併法人の株主に合併法人株式以外の資産が交付されない場合には、被合併法人の株主に対する譲渡益課税は繰り延べられる(将来、合併法人の株式を譲渡したときに、譲渡損益に対し課税が行われる)。会社分割にも同様の規定がある。株式交換・株式移転に関しては、2006年10月1日から同様の取扱いがなされている。

これを三角合併の図に当てはめてみる。被合併法人(A社)の株主においては、三角合併に伴い合併法人株式(Y社株式)ではなく親会社株式(X社株式)が交付される。つまり、合併法人株式以外の資産(X社株式)が被合併法人の株主に交付されるため、被合併法人(A社)の株主に譲渡益課税が生じることとなる。

株主としては、三角合併が行われたとしても保有株式を譲渡したという意識はないであろうから、譲渡益課税が生じることとなると違和感を覚えることだろう。ましてや、利益が出る場合にはキャッシュ・アウト(税金の納付)が生じるとともに、原則として、納税手続きが必要となる。こうしたことから、会社法の制定により三角合併が可能となっても、税制が整備されなければ制度の利用が進まない恐れがあり、三角合併に係る税制の見直しが求められている。

2.見直しの内容

現在までの政府税調の公表資料や各種報道を見る限り、三角合併の場合にも、「事業を営んできた当事者が引き続き事業を営む」実態が継続される場合には、適格合併の場合と同様に、被合併法人の保有資産に対する時価評価(即ち譲渡益課税)の免除、被合併法人の株主に対する株式譲渡益課税の課税繰延べを認める方向で検討されている模様である。

ただし、三角合併により外国親会社(X社)の株式の交付を受ける被合併法人の株主が非居住者や外国法人であった場合、三角合併時に被合併法人(A社)株式の譲渡益の課税繰延べの適用を受け、その後、外国親会社(X社)の株式を譲渡した場合、わが国では全く課税できなくなる可能性がある。特に、非居住者や外国法人がわが国に拠点(恒久的施設)を持たなかった場合、その可能性が高くなる。したがって、このような租税回避の可能性を防止する措置も検討されている。